

目 次

会期日程	1
議決一覧	2
◇ 2月12日(木)	
出欠議員氏名	3
地方自治法第121条による出席者	4
開 会	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
議案の一括上程	6
議案質疑	9
討論・採決	33
発議第1号	36
議案質疑	37
討論・採決	39
閉 会	40

平成27年第1回嬉野市議会臨時会 会期日程表

会期1日間 2月12日

日次	月 日	開議時刻	区 分	日 程
第1日	2月12日(木)	午前10時	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案の一括上程、議案質疑、討論・採決、閉会

平成27年第1回嬉野市議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号	嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例について	2月12日	原案可決
議案第2号	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	2月12日	原案可決
議案第3号	嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	2月12日	原案可決
議案第4号	嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	2月12日	原案可決
発議第1号	議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算(第9号)の修正案について	2月12日	原案否決
議案第5号	平成26年度嬉野市一般会計補正予算(第9号)	2月12日	原案可決
議案第6号	嬉野市教育委員会委員の任命について	2月12日	原案可決

平成27年第1回嬉野市議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成27年2月12日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成27年2月12日 午前10時00分			議 長 田 口 好 秋	
	閉会	平成27年2月12日 午後0時08分			議 長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	生 田 健 児	出	10番	山 口 政 人	出
	2番	宮 崎 良 平	出	11番	芦 塚 典 子	出
	3番	川 内 聖 二	出	12番	大 島 恒 典	出
	4番	増 田 朝 子	出	13番	梶 原 睦 也	出
	5番	森 田 明 彦	出	14番	田 中 政 司	出
	6番	辻 浩 一	出	15番	織 田 菊 男	出
	7番	山 口 忠 孝	出	16番	西 村 信 夫	出
	8番	田 中 平 一 郎	出	17番	山 口 要	出
	9番	山 下 芳 郎	出	18番	田 口 好 秋	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	企画政策課長	池田 幸一
	副市長	中島 庸二	市民協働推進課長	
	教育長	杉崎 士郎	文化・スポーツ振興課長	宮崎 康弘
	総務部長 市民課長兼務	筒井 保	福祉課長	池田 秋弘
	企画部長	中島 憲郎	健康づくり課長	
	健康福祉部長 健康福祉課長兼務	田中 昌弘	農林課長	納富 作男
	産業振興部長	山口 健一郎	うれしの温泉観光課長	
	建設部長	中尾 嘉伸	うれしの茶振興課長 農業委員会事務局長兼務	堤 一男
	教育部長 教育総務課長兼務	井上 嘉徳	建設・新幹線課長	早瀬 宏範
	会計管理者 会計課長兼務	山口 久義	環境下水道課長	
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	池田 英信	水道課長	
	財政課長	中野 哲也	学校教育課長	池田 正昭
税務収納課長	井上 親司	監査委員事務局長		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	永江 邦弘		

平成27年第1回嬉野市議会臨時会議事日程

平成27年2月12日（木）

本会議第1日目

午前10時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第1号 専決処分（第1号）の報告について
- 日程第4 議案第1号 嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例について
- 日程第5 議案第2号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第3号 嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第4号 嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第9 議案第6号 嬉野市教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案質疑
- 議案第1号 嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例について
- 議案第2号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第6号 嬉野市教育委員会委員の任命について
- 日程第11 討論・採決
- 議案第1号 嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例について
- 議案第2号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について

議案第3号 嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）

議案第6号 嬉野市教育委員会委員の任命について

追加議事日程1 発議第1号 議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）の修正案について

午前10時 開会

○議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。本日、嬉野市議会臨時会が招集されましたところ、お忙しい中御参集くださいます、御苦労さまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回嬉野市議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第85条の規定により、会議録署名議員に、8番田中平一郎議員、9番山下芳郎議員、10番山口政人議員を今会期中指名いたします。

日程第2. 嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承願います。

日程第3. 諸般の報告を行います。

報告第1号 専決処分（第1号）の報告につきましては、お手元に配付しておりますので、それをもって報告といたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第1号 嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例についてから、日程第9. 議案第6号 嬉野市教育委員会委員の任命についてまでを一括して議

題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆様おはようございます。議員の皆さんにおかれましては、連日の他議会からの御視察の対応につきましては、大変お疲れさまでございます。きょうは平成27年第1回嬉野市議会臨時会をお願いいたしましたところ、ただいま開会をしたところでございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

このたび、嬉野市議会臨時会を招集し、条例の制定など6議案について御審議をお願いすることになりましたので、その概要について御説明申し上げます。

まず、議案第1号 嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例については、一般職非常勤職員及び臨時職員の任用、勤務条件、報酬等に関し、必要事項を定めるため、条例の制定を行うものでございます。

次に、議案第2号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について及び議案第3号 嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第4号 嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出それぞれに3,658万1,000円を追加し、補正後の総額を144億7,094万円とするもので、主なものは議案第2号から議案第4号にかかる職員手当等、また、塩田中学校改築事業及び社会文化会館建設事業において、嬉野市建設工事請負契約約款第26条の規定による賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う費用をそれぞれ計上いたしております。

最後に、議案第6号 嬉野市教育委員会委員の任命については、保護者である委員として任命しておりました古賀信枝委員の任期が、平成27年2月16日をもちまして満了となりますので、その後任に保護者である委員として梶原敦子氏を任命したいので、議会の御同意をお願いするものでございます。

梶原氏は、嬉野町に居住され、人格高潔で識見が広く、教育委員としてまことにふさわしい人物の方であります。

ぜひ議員の皆様方の御同意をお願い申し上げます。

なお、経歴等については別添資料のとおりでございますので、よろしくようお願い申し上げます。

なお、御同意いただければ、任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、平成27年2月17日から4年間となります。

以上で議案の概要説明を終わりますが、詳細につきましては担当部長が御説明いたしますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

以上で、提案理由を述べさせていただきました。どうかよろしく御願いたします。

○議長（田口好秋君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、提出された議案の細部説明を求めます。

議案第1号から議案第6号について説明を求めます。総務部長。

○総務部長（筒井 保君）

おはようございます。まず、議案第1号について、御説明申し上げます。

嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定の目的につきましては、本市における正規職員以外の職員の任用につきましては、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例などで運用を行っておりますが、平成26年の7月に非常勤職員等の任用に関する国の通知もありまして、また、運用上、地方公務員法との整合性の面で問題が生じております。それに伴いまして、今回、一般職、非常勤嘱託員制度を導入し、地方公務員法及び地方自治法を遵守した運用を目的とするものでございます。

続きまして、議案第2号、第3号、第4号について一括して御説明を申し上げます。

これにつきましては、先ほど市長から提案理由の御説明がございましたように、特別職の国家公務員の給与に関する法律の改正に伴いまして、今回、市長、副市長及び教育長、それに議員の期末手当の支給割合を改正するものでございます。

26年度につきましては、12月に支給する期末手当を100分の155から100分の170に改正するものでございます。

27年度につきましては、6月に支給する手当を100分の140から100分の147.5へ、12月に支給する手当を100分の170から100分の162.5に改正するものでございます。

年間の支給月数につきましては、平成26年度、平成27年度以降につきましても、100分の310でございます。

続きまして、議案第5号につきまして、御説明を申し上げます。

今回の増額補正について、3,658万1,000円の増額補正を行っております。これについて御説明を申し上げます。

塩田中学校改築事業、社会文化会館建設事業につきましては、請負契約約款第26条の規定に基づきまして、労務、資材単価の高騰による請負代金の変更の申し入れがございまして、精査した結果、予算の補正を行うものでございます。

このほかに、市長、副市長、教育長及び議員の期末手当の改正に伴う人件費132万8,000円、それに、来年度一般職非常勤職員等の採用試験の委託料として、33万円の増額補正を行っております。

必要な財源につきましては、財政調整基金等の基金の繰り入れを行って予算をつくっているとございます。

以上で御説明を終わりたいと思います。

○議長（田口好秋君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りします。議案第1号から議案第6号までにつきましては、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第6号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第10. 議案質疑を行います。

議案第1号 嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例についての質疑を行います。

なお、この質疑につきましては、条項ごとに3回までということで行きたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、質疑ありませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

大方理解はいたしておりますけれども、第5条の「任用の更新等」というところで、一番後段のほうに「一般職非常勤職員として再度任用することができる。」という文言になっております。となりますと、要するに面接等々行った後に、その後、更新が何回でもできるというふうなことで受けとめているわけですが、このような形になると、以前の任用形態といいますか、嬉野町でとっていたみたいなの、あのような形になるのではないだろうかという一つの危惧を感じるところでありますけれども、そこら辺については今後どのような結局、職務の転換とか、そういうことを含めて行われるおつもりですか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えいたします。

再度の任用に関する御質問です。この件に関しましては、先ほど総務部長が言いましたように、総務省の通達がございまして、客観的な能力実証を経た上で新たな職に任用するというような整理のされ方をしております。嬉野市で考えておりますのは、毎年毎年、競争試験、それから面接試験を実施して、それによって能力を実証したというところで判定して、新たな職に改めて任用するという形に整理をしたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

その際、今いる職場から違う職場に異動するということもあり得るわけですかね。

それともう1つは、じゃ、このような形がずっと定着してしまうと、新たな新規採用というものがなかなか生まれにくいのではないだろうかという心配もするわけなんですけれども、そこら辺のところはどうお考えになっておられますか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをいたします。

今回、一般事務、今までは非常勤の特別職の職員ということで、特定の種ごとに募集を行って、面接を行って採用を決めてきたところですが、今回からは一般事務というような、大きなくくりの中で募集を行って、その試験の成績順に応じて、本人の希望に応じて割り振っていくという方法をとりますので、特定の職に長くつくということはないというふうに思います。

それから、新規採用そのものがなくなるのではないかとということですが、これは皆さん方にチャンスを与えるわけですので、それはもう試験の成績によって決めていくという方法を考えておりますので、結果的になる場合もあるのかもわかりませんが、国の方針というのが客観的な能力実証を担保するというようなところが主眼でございますので、その成績に応じて採用していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

ということは、要するに、新たに受験するものと、今言った同等な形の中で採用を行っていく、試験を行いながら採用を行っていくということで受けとめていいわけですね。わかりました。

○議長（田口好秋君）

ほかの条項については。（「いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

一応、今回は平成26年度の非常勤の任用に基づく地方自治法のことを受けながらの新規の

条例を作成ということでお聞きします。

そのことで、この条項の中の4条ですけれども、先ほどの山口要議員と重複するかもわかりませんが、1年ごとに試験を行いながら、継続もあるということで受けとめております。その中で、1年ごとですので、効果、弊害等あるとするならば、毎年の契約をすることによって、不安を及ぼす影響はないのか。逆に、常に新鮮味はあったにしても、そこら辺のことはないのか。

例えばですけれども、前回、議会で審議いたしました給食センターあたりの今までは3年くりというのがあった分が、ある面では解消されるかもわかりませんが、経験豊富な人が常にまた新しく採用入るということについての停滞がないのかということの確認です。

それと、もう1つ続けていきますけれども、別表の2のほうで、日額賃金を職種の区分で定めるとありますけれども、そういったことで経験豊富な方の技術とか能力はこの中に算用はされないのか、それを確認します。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをいたします。

先ほど総務部長が言いました国の通達においても、非常勤の一般職の任用期間につきましては、1年だということでございます。それ以上については、先ほど言いましたように、競争試験を実施して本人の客観的な能力に応じて採用するところを今回改正するわけですので、本人の経験というものは確かに重要な要素ではありますけれども、国のそういった数値もございまして、経験を重視して、何回も再雇用していくという方針は、今回からは改めたいというふうに思っております。

給食センターは3年間必ず雇用するという要綱という御指摘があったと思っておりますけれども、うちのほうの要綱についても、3年間は必ず担保をすると、採用するという形にはなっておりません。1年ごとに任命権者が評価をして、適当というふうに認めた場合については3年間雇用するというので、毎年毎年、3月末になりますと、ことし限りですという通知をしているところです。だから、基本的には大きくは変わらないと思っておりますけれども、そういった連続した任用というのはなくなってくると、1年ごとの任期の採用というのが繰り返される場合はありますけれども、連続した雇用というふうには、整理としては行っていないということです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

総務課長、続けて。

○総務課長（池田英信君） 続

別表2の日額賃金表というのは、これは臨時職員の方に適用するものでございます。今回、いろんな職種がございまして、一般事務から、それから例えば資格要件、看護師さんとか保健師さんとか、あるいは介護支援専門員さんとか、そういう方たちを短期に雇用する場合について、金額を変えて雇用するということを決めたところです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

それじゃ、基本的には1年単位ということで見てもよろしいということで確認です。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

1年というふうになります。ただし、臨時職の場合については、6カ月が2回で1年間ということになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

非常勤職員の募集ということで条例改正がなされておりますけれども、11ページの別表第1、月額報酬表の第1種の区分1は14万円というふうなことで計上されております。この14万円の積算根拠をちょっと教えていただきたいと思っております。

そして、加えて、日額賃金表の別表第2、6,200円から9,340円ということでは計上されておりますけれども、26年度内には6,100円というふうなことで理解しておりますけれども、これは100円引き上げられたということで計上されております。別表1の14万円はそのまま継続というようなことになっておりますけれども、この関係について説明いただきたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えいたします。

月額報酬表の区分1、14万円といたしますのは、現在、非常勤の職員さんですね。例えば、電話交換、あるいは文書受け付け事務とか、あるいは登記事務については14万円という規定がございまして、それを準用したものです。大きく労働条件を変えるというわけにはまいりませんでしたので、この職種の区分が規則の中で金額を定めてありますので、それを参考に定

めているところです。

それから、日額賃金の6,200円から9,340円までというのは、先ほど言いましたように区分ごとに、必要な資格ごとに金額を、時給に換算して定めたところです。

日額賃金表そのものが月額報酬で出している非常勤の方と比較すると、極端に現在のところ低い状況なんですね。それは幾らかでも解消をしていく必要があるというふうに思いましたので、今回は予算要求の段階から財政とお話をしまして、100円を上げたというところです。

それともう1点は、今回、この条例の中で通勤費用の弁償をするような形にしておりますので、両方ともなんですが、若干の労働条件の改善というのができるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

先ほどの総務課長、説明いただきましたけれども、日額賃金の6,100円から200円引き上げたということでもありますけれども、今回、改正に伴いまして、非常勤嘱託員を14万円から幾分引き上げられるという検討をなされたかどうか、その点まずお尋ねしたいと思います。

加えて、市長車運転士及びマイクロバス運転士について、報酬額に7,000円加算されたと書いてありますけれども、この7,000円という基準はどこを目指して算定されているのか、伺いたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

先ほど言いましたように、今、現行の規則の中で定めている金額を参考に定めたというところがございます。市長車運転士、それからマイクロバスの運転士については、現行の制度でも7,000円アップと、14万7,000円という支給をしておりますので、これはこのとおりにということです。積算の基礎については、すみません、承知しておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

最後に、3点目ですけれども、今回、27年度、4月1日からこのように回覧板で回ってきておりまして、現在、53業種募集してあるんですね。ここずっと書いて、総計を見れば、156名募集してありますけれども、今の現状は——議案外になりますけれども、現状を

ちょっと教えていただければと思います。2月11日で締め切つてあると思いますけれども、現在、156名の募集中に何名の方が応募されておるのか、その点説明していただければ。お願いします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをいたします。

求人数は139だというふうに思います。2月10日までの締め切りで、まだ郵送分が手元に届いていないということもございますけれども、現在のところ把握しているのは162名の方からと把握しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

ほかに。梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

ちょっと前後して申しわけないですけれども、まず、現状として先ほど課長のほうから答弁ありましたけれども、現在、3年間を越えない範囲で毎年更新でやられているわけですが、今現在それで雇用されている方で、3年間は約束されているわけではないでしょうけれども、そういった更新できるという中で仕事につかれています方もいらっしゃると思います。現在もうアルバイトとかというわけじゃなくて、やっぱりそれで生活されておるわけですので、そういったことで計画されて、今、雇用についていると、そういった方への対応をどういうふうにするのか、その点についてと、あとこういう雇用形態でいって、毎年試験があるという中で、安定した、今までは3年間という、当然1年更新というのは言われるわけですが、基本的には3年まで更新できるという暗黙の了解的な部分があったわけで、そういう中で、このやり方でいけば毎年試験があると。そういう試験が毎年あって、1年間安定した雇用——1年間はもちろん安定するわけでしょうけど、翌年翌年というのが必ず更新できるわけではないと。そういう試験があるというふうになれば、人材が集まってこないんじゃないかなというふうな感じがするんですね、逆に。そういった人材というのは、逆にそういった安定——安定ではないでしょうけれども、物すごく毎年不安な試験を受けるということであれば、もう民間に行ってしまうと。そういう中でいけば、なかなか今度は人が集まらなくなるんじゃないかなという危惧があるんですけど、例えば、給食センターにおいても、これが採用されるわけですよ。以前も給食センターで、なかなか人が集まらなかったというようなことがあったんですけど、そこら辺についての対応というの也被考えられているのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

先ほどからお答えしておりますけれども、これは1年間というのは、この解釈上、どうしても1年を延ばすことはできないと。任用はあくまで1年間だということですので、それを、例えば、雇用の安定を——確かに毎年試験を受けるというのは大きな負担だろうというふうに思います。現在、雇用している方についても、何回か説明会をしてお話をしました。そういった声がありました。職員に説明した中でも3年間の約束があって来ているんじゃないのという声もあったんですけども、ただし、3年間雇用すると、1年間はその方を雇用できないという規定も今、縛りが実はあるわけですね。それは、今回については撤廃をして、翌年から必ず受けることもできるという方がずっと出てくるわけですね。ですから、そういったことでできない方、全ての方にチャンスがあるという説明をしたわけですけども、それで御理解をいただかないと、ちょっと無理かなというところは考えております。

先ほど人材も不足するんじゃないかということをございましたけれども、そういったことで3年間雇用した後、1年間雇用ができないという人じゃなくて、全ての方が応募していただけるということですので、結果的にはふたをあけてみないとわからないところがあるとは思いますが、ある程度は充足できるのかなというふうに思っております。

例えば、募集して人が集まらないということであれば、あるいはどっちも労働条件の変更とか、そういったものを考えていくべきではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

もう1点ですけども、例えば、この雇用形態というのは、もうほかの自治体も当然国からの通達ですので、こういうふうになると思うんですけども、いろいろな雇用をミックスしていく、人材派遣を使うとか、それから、請負に回すとかという複合的な取り組みというのはできるわけですね。その点をお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えします。

国の通達の中でも書いてありますけれども、例えば、こういった非常勤の職員、それから常勤の職員、それから任期付きの職員とか、いろんな職員によっても採用の形態が違います。それも適切に、例えば、地方自治体が適切に判断をなさいたいというような内容も書いてあるわけですね。

それともう1点は、そういったことで業務委託とか、そういうものもやっぱり積極的に進めていくべきだろうというふうに思います。そのためにはやっぱり、何年間かはこういった形で、給食センターだけの話、私が給食センターの担当ではないんですが、考え方としては最終的にはそっちの方向に行くのかもわかりませんが、その間の制度的なつなぎといましようか、そういった考え方にも立っているのかなというふうに思います。

それと、この条例の一番成立の目的というのは、実は平成22年に最高裁の判例が出ているんです。それはどういうことかといいますと、給与の額などの基本事項を条例に定めずに支給することは、給与や報酬等の額及び支給方法は条例で定めなければならないと規定した地方自治法に違反するという最高裁の判例が出ているんですね。これを解消したいというのも目的でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。増田議員。

○4番（増田朝子君）

ページ、5ページの第5条ですけれども、先ほどから任用の更新ということで答弁をいただきましたけれども、ここの中で、毎年試験をされるということは、現場の職員さんも毎年かわるということも可能性としてあることですよ。そうなった場合に、住民へのサービスとか、ちょっとその辺が懸念されますけれども、また4月になって新しい方が、例えば、担当課がかわっても、新しくそこの現場でまた1から仕事になれていかなきゃいけないということで、そこら辺がちょっと市民の側からとか、私もちょっとそこが一番懸念される場所なんですけれども、その件に関してはどういうお考えをお持ちですか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをいたします。

一般職の非常勤職員の職務の内容としては、原則1日6時間、それから、常勤職員の補助的な業務というふうに考えております。例えば、一定の手順とか方法というものが、処理することが可能な業務というような位置づけにしたいというふうに思っております。そのためにはやっぱり一定のマニュアルといましようか、そういうものをつくって、そこに備えておいて、新しく来た人にはそれで理解をしていただくという方法をとりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

先ほどから、国からの通達という、7月の通達ということでお聞きしてはいますが、この制度を近隣の市町の自治体が適用されているのかということをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをいたします。

唐津市におきましては、26年の3月に唐津市期間業務非常勤職員等の給与に関する条例というものを制定されているようです。同じような運用の仕方をされているようです。

あとは多久市で一般職の非常勤職員の任用、勤務条件等に関する規則というところで制定をされているところもございます。

あとは、ちょっと調べたんですが、地公法の3の3の3ということで、特別職という取り扱いでされているところが多いようです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

よろしいですか。ほかに。山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

大体今まで質問された方と似たような質問になると思いますけど、まず第1点目に、今まで3年契約でされていて、今度4月で切れる方はいいんでしょうけど、契約があと2年、1年残っている方に関して問題はないのかというのが1点と、もう1つは、先ほどから毎年1年1年交代で現場に出られたら、仕事の現場のほうに困るんじゃないかなという懸念もありますけど、逆に考えたら同じような、もう経験ある方を採用したほうが現場としては助かりますので、同じ人がずっと長く雇用されるような形態になっていくんじゃないかなという危惧があるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

任期が、例えば、雇用期間が3年という質問ですが、答弁繰り返になりますけれども、これは1年ごとの契約でございますので、3年間を担保しているものではないというところ です。

それと、同じところに確かに人が長くいるほうがいいという御意見かと思うんですが、今回から一般事務というようなくくりで試験を行いまして、その成績順に本人の希望のところに置いていくということです。必ずしも自分が希望するところにはつかないということになります。

片方では、同じ職場じゃないと事務の停滞を招くんじゃないかということですが、先ほど増田議員にお答えをしました、そういったマニュアルとか、手順書とかいうのをつくって、そういうことが起こらないような形にしたいというふうに思います。

現に今まででも、例えば、3年間雇用した方でまた新しくその職につかれる方もおられて、極端に、何といたしまして、事務処理能力が落ちたというようなことは、当初はあっても、経験を積まれば、そこまで落ちていないのじゃないかなというふうに私たちは思っています。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。山口政人議員。

○10番（山口政人君）

議決の判断材料になると思いますので、お尋ねをしたいと思います。

実は、昨年の人勧において、27年の4月から一般職の給料が下がるということになるというふうに思いますけど、その中には3年間の経過措置というのが総合的な見直しというように、3年間の経過措置というのがあるというふうに思います。

ということは、いわゆる給料についても、ボーナスについても、3年間はその差額は補填をされるというふうに捉えていいんでしょうかね。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

3月に改正する給与条例の件についての御質問かと思いますが、その分については3年間の現給保障という制度がありますので、その制度は取り入れたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口政人議員。

○10番（山口政人君）

ということは、実質的には目減りをしないというふうに受け取っていいんですね。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

3年間はそのとおりだというふうに思います。

○議長（田口好秋君）

ほかに質疑ありませんか。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

それじゃ、2号と3号、4号つながるんでしょうけれども、その中で2号を代表にしながらお聞きいたします。

今回の改定につきましては、これも国からの改定に準じということでもありますけれども、期末手当を対象にしながらの改定ということで見えておりますけれども、ただ、議員においては、今ちょうど、ただいま特別委員会で定数、または議員報酬、また政務活動費の見直しを審議している、入っているわけですが、その中ではあくまでも今回は期末手当だけということで月額報酬については該当しないということで認識していいのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

報酬の定義については月額報酬というようなことでございますので、報酬審議会の対象になるというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

承知いたしました。

あと、近隣と申しましょうか、県内での状況がわかりましたらお教えいただきたいと思っています。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをいたします。

県内については、12月の一般職の会計のときに同時に出されております。その状況を見ても、伊万里市においては、12月のさかのぼっての適用というのを否決されて、あとは可決をされておまして、ほか基山町がたしか否決をされているようです。それ以外の市町については、全部が可決をされている状況です。

以上です。

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

1点だけ。今回この条例制定が提案されて、12月の段階で出せなかったというその判断の基準というか、その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えいたします。

実は、周りの状況がちょっと把握ができなかったというところがございます、提案できなかったところです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないようですので、これで議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号 嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号 嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。西村信夫議員。

○16番（西村信夫君）

これは議会と、それから特別職、今回は教育長の給与に関する意見というふうなことでございますが、この教育長の改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というふうなことでございまして、教育委員会の意見聴取というのがここに定められております。第29条の地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務にかかわる部分、そのほかに特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見を聞かなければならないということでございまして、うちの市長のほうから教育委員会のほうに意見を聞くというような法律になっておりますけれども、この手順についてはどのようにされたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

先ほどの議員の御質問ですけれども、この案件に関しては、その事例に当たらないというふうに思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

事例に当たらないということですが、29条に私は抵触するんじゃないかなと思いますけれども、市長が、教育委員会のほうにやっぱり意見を聴取しなければならないというふうなことで書いてありますので、そこのあたりを私はちょっと危惧したわけでございまして、今回、質問に当たったわけでございますが。必要でないというのはなぜ必要でないか、お尋ねさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

教育そのものに関する案件ではないというところだと思うんですね。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

しかし、この条例には、歳入歳出予算のうち教育に関する事務にかかわる部分その他に教育に関する事務についてさらなる議会の議決ということでもありますので、歳入歳出の予算にかかわる問題でありますので、これは当然必要じゃないかと思えますけれども、再度答弁求めます。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えをいたします。

教育長は現在のところ、特別職の公務員ではなくて、一般職の公務員に当たりますので、例えば、教育委員会の職員の給与を上げるときにも教育委員会に諮るかという、決してそうではありません。今回も必要ないというふうに判断しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、これで議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）について、質疑を行います。

初めに、4ページの歳入について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで4ページの歳入についての質疑を終わります。

次に、5ページ、第1款、議会費から7ページの第10款、教育費の歳出について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第1款、議会費から7ページの教育費についての質疑を終わります。

次に、8ページ、10款教育費から9ページ、同じく10款、教育費についての質疑を行います。質疑はありませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

まず、今回の補正予算の提出に当たって、当然、今回の約款と契約の見直しということになってまいりますので、私は当初から、こちらから言われる前に、こういうふうな添付資料というものを当然出すべきであったというふうに思います。今回出されたからとりあえず受けとめておりますけれども、今後については、ぜひそこら辺のところを十二分に気をつけながら、担当課においては対応していただきたいということを要望しておきます。

その中で、8ページ、9ページにわたって質問をしたいと思います。同じ契約案件でありますので。

まず、財務規則、109条の1、契約約款26条の5にある「著しい物価変動を示す」という、この範囲という、その範疇というものは比率はどれくらいを示すものかということをお尋ねしてみたいと思います。そしてもう1つ、この財務規則契約約款というのは、平成18年1月になってまいりますので、嬉野市になってからということになっておりますけれども、それ以前

の町時代を含めて、この約款、規則というものがいつごろから定められていたのかということ、まず、その2点だけお尋ねをしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

建設部長。

○建設部長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

契約約款の26条、著しいということにつきましては、残工事費の1.5%を超えた場合というふうに理解をしております。それから、いつからできたのかということですが、ちょっと申しわけございませんが、それにつきましては私は存じ上げておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

じゃあ、1.5%、その後段の分なんですけれども、私、非常に気になったのは、このような物価スライドに伴う請求というのは初めて、私、見たような気がするんですよ。前段のほうでお伺いしたのは、実はバブル期に嬉野町においても、かなりの学校建設等々あった時期、その当時はかなりのインフレ物価等々も上がっていたと思うんですけれども、その当時はこういう請求というのは一切なかった。なので、私は、この約款、財務規則というのがいつごろできたのかということでお尋ねをしていたんですよ。そこで、わからなかったらそれでいいわけなんですけれども、今回で1.5%というふうなところで数字を示されました。その1.5%ということで見えますときに、まず、社会文化会館が今回の請求額、0.035%、塩田中学校が0.045%、請負額のね、請求額が。ここのところのこの差、そしてもう1つは、その請求額から担当課のほうで精査された後の差、それが社会文化会館が14%、塩田中においては42%、請求額の。そこら辺の金額の差というものがどの程度、その物品等の問題もあるかと思いますが、材料等の問題もあるかと思いますが、そこら辺をどのようなことでこのような数字の差が出てきているのかということをお尋ねしたいと思います。

そして、契約約款、このような物価スライドに伴う受注者が、このような形で発注者に請求できるということになってくると、これが契約約款第26条の6におけるデフレの場合、発注者が受注者に請求できる義務が生じるというふうな文言もあります。そのことについて、発注者である市のほうとして、担当課としてはそのことを十二分に把握しておられたのかどうか。過去そのような、恐らく受注者から来たのは初めてだと思いますけれども、逆に今までそういう事例はなかったのかということもあわせてお尋ねしてみたいと思います。

○議長（田口好秋君）

建設部長。

○建設部長（中尾嘉伸君）

社会文化会館と、それから塩田中学校の金額の差につきましては、それぞれ8月20日に終了してあるわけですが、当初の工期、例えば、社会文化会館につきましては、3月20日、それから、塩田中学校につきましては5月30日で当初スタートをいたしましたので、したがって、その金額の差というのは、基準日からそこまでの工期末、その差、2カ月余りですかね、その差の分が金額に反映をしておるといふふうなことでございます。

それから、もう1点、デフレ。まず、この分につきましては、まず1年以上の工期がなければならないと。正式に言えば、1年2カ月に伸びる。1年以上の工期の場合に出てくるといふふうなことで、私が今まで担当してきた中で、このように例えば2年とか、そういったロング、長い工期につきましては、過去に経験がございませんでした。ただ、デフレ、上がるばかりじゃなくて下がる場合もよといふふうなことは存じ上げておりました。ただ、過去にはそういう事例は、私の場合は経験がございません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

二月によって、これだけの数字の違いというのは出てくるんですかね。私ども細かい資料が今ないので、はじき出すことができないので、これ以上は質問できないわけなんですけれども、そこら辺の、もう少し細かい資料を、後だっていいですから、お渡しいただけますか。精査した分のね。それだけお願いしておきます。

それで、最後になりますけれども、これが今回の議案と少し外れるかもしれませんが、実は東亜建設工業、中学校の受注者。ここは伊万里市においては、先般、1カ月の指名停止というところを行っているわけです。東亜建設工業は広島県呉市のマンション建設工事現場で作業員が死亡した生き埋め事故で、危険防止措置を怠ったとして昨年12月1日、呉簡易裁判所から労働安全衛生法違反で罰金30万円の略式命令を受け、作業所長と建築事業部長も同法違反と業務上過失致死罪で罰金40万円の略式命令を受けた。それを受けて伊万里市は、2月28日まで1カ月間、指名停止処分とするということが発表されております。そのことについては、担当課のほうは一切考えておられなかったんですか、それだけお答えいただきます。

○議長（田口好秋君）

建設部長。

○建設部長（中尾嘉伸君）

当然そのことは存じ上げておりますし、また、うちのほうでも今現在1カ月の指名停止は行っております。

以上です。（「行っているんですか、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

ほかに質疑ありませんか。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

これも関連でありますので、8ページ、9ページ通しでお聞きをいたします。同じ工事請負費であります。

まず、塩田中学校の改築事業、また、社会文化会館の建設事業、今回の追加補正を入れて累計で幾らなのか、お答えをいただきたいと思っています。

関連で続けていきます。

例えば、社会文化会館につきましては、今、資料から見てみますと、昨年3月に終わる予定が8月まで5カ月延びていますということと、塩田中学校につきましては、5月に終わる予定が8月、3カ月延びているということも今回の追加に上がっている要因じゃないかと思っております。

そういった中で、それぞれ精査をされまして計上されておりますけれども、これだけ努力をしましたということの一つのあかしなんでしょうけれども、精査の判断の基準をどこで持っておられるのかということを確認したいと思っています。

それともう1つは、おくれたことに対する発注者である市の責任がどこまであるのかと、請負側の責任がどうなるのか、また、一番当初の設計業者の責任が割合として基準の中に入っているのか、確認をしたいと思っています。

以上です。

○議長（田口好秋君）

建設部長。

○建設部長（中尾嘉伸君）

まず1点ですけれども、議決をいただいた後のことになるわけですけれども、当然、随意契約しか方法はないというふうに思っております。

それから、工期がそれぞれ3月から8月及び5月から8月というふうに延びておりますけれども、その辺のことにつきましては、残工事に対しての、いわゆる単価増の分でございますので、当初言いましたように、あくまで当初の契約の工期末までの分についてのインフレ率と申しましょうか、その分を採用いたしたというふうなことでございまして、8月までの分で計算はしておらないところでございます。

最終の請負額が幾らなのかというふうなことですけれども、当然、議決をいただければ、それをカウントするわけですので、申し上げてみたいというふうに思いますけれども、塩田中学校で15億1,590万2,250円、それから、社会文化会館で10億9,693万4,700円、このようになります。

それから、工期の延長に関しての責任の所在というふうなことですけれども、いろんな背景がございまして、例えば、言いわけ的になりますけれども、東北震災復興問題とか、そういったところで資材が来なかったとか、あるいはまた、作業員の確保ができなかったとか、要因はいろいろあるかというふうに思っております、うちのほうも8月までの工期は甲乙協議をしながら認めたわけでございますので、それぞれに責任はないというふうに考えております。

そしてまた、今回のコンサルさんあたりの所在ですね、責任の所在といえますか、それにつきましても、一切責任はないというふうに理解をしておるところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

わかりましたというか、その中での精査の判断基準というのがあるのかどうか、確認をします。

○議長（田口好秋君）

建設部長。

○建設部長（中尾嘉伸君）

判断基準につきましては、あくまで現状といいたししょうか、実勢の価格というふうなことでございます。具体的に言いますならば、例えば、労務単価等につきましては、当然、国交省あたりから公共の単価も出ております。それからまた、あと資材等のアップ率あたりにつきましては、日銀の統計局の資料、それから、その他通常使っております物価版と申し上げますけれども、そういった資料等々を使いまして精査をいたしております。一番トータル的な基本というのは、やはり日銀の統計局から出された資料、そういったのを当然採用いたして計算をしてきたというふうなことでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

はい、どうぞ。

○9番（山下芳郎君）

ちょっとよく私、素人だからわかりにくいんですけども、もう単純に言いましたら、例えば、一つの例でいきますと、社会文化会館が今回3,909万4,000円が上がっています中で、市の負担として560万円が出ているということでもありますので、当然3,900万円はその費用経費が発生していると、もう過去のことだからあるんでしょうけれども、そのうちの560万円を嬉野市が負担しますということで見てもよろしいわけですね。その差額はどこか、請負業者が知りませんが、なさっておられるということで見てもいいんでしょうか。

○議長（田口好秋君）

建設部長。

○建設部長（中尾嘉伸君）

結果的に言えばそういうことなんでしょうけれども、先ほど申しましたように、実際の工期、最終工期を基準、計算上入れるんじゃないくて、あくまで、例えば、した分でいけば3月20日ですね、そこを工期末というふうなことで計算をしております。

したがって、そこから8月までがまたインフレ率といいましょうか、物価上昇率が多分、その部分が大きかったというふうなことで、こういうふうな工期の最終のとり方、お互いに甲乙、そこに最終のとり方が違いますので、その分でこういうふうな金額の差が出ております。したがって、先ほど議員おっしゃられるように、その差額につきましては、市のほうとしてはあくまで計上しないというふうなことでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

今回、この予算が計上されて、これは大手だからこういう形で出てきたのかなと私は個人的に思ったんですけども、同時に中小関係のところも当然、物価上昇というのは伴っていると思うんですけど、そういったところでこれは今回こういう形で出て、中小関係のも今後出てくる可能性があるのか、また、中小の方はそういったことを取り組まれないのかどうか、そこら辺はちょっと環境的な部分もあるのかなと思うんですけども、そういったところのことはどういうふうにご考慮されるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

建設部長。

○建設部長（中尾嘉伸君）

お答えいたします。

大きいから、あるいは小さいからというふうなことにしましては、関係ございません。ただし、前提条件があくまで工期が1年以上というふうなことがございますので、その中に果たして小さな業者が行くのかというふうなことですね。

それから、2点目が、1.5%を超えた場合に適用するというふうなことがございますので、毎年毎年そういうものが発生するかといいましたら、そういうことはないというふうなことでございます。

ちなみに、玄海町さんとか伊万里市さん、それから西部環境さんとか、そういったところで採用、もしくは採用予定というふう聞いております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、今、市内の中でそういったことに該当するようなところはないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（田口好秋君）

建設部長。

○建設部長（中尾嘉伸君）

該当は今のところはあるかないかと言えないわけですがけれども、あくまで工期が1年を超えるもの、それから、1.5%を引きなさいということですので、1.5%を超えてなっている工事物件といいたいまいしょうか、そこでございますので、今後また出てくる可能性はあるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

ほかに。森田議員。

○5番（森田明彦君）

質問をいたします。

る説明がありましたので、かなりの部分は理解をしたところでございますけれども、2つですね。1点は確認でございますけど、先ほど同僚議員の質問により、初めての事案のようだがということございましたけれども、こういったいわゆる物価変動に伴うということで追加の請求事案が過去にあったかどうか、なかったのか、この確認が1点でございます。

もう1つは、いわゆる建設工事関係の積算等に関しましては、私たちは当然、素人になるわけでございますけれども、企業からの請求額に対し、市のほうで精査をされておりますけれども、いわゆる市のほうで精査をされた金額というのは、いわゆる常識的な金額だということで今説明もいただきました。となりますと、企業側の、いわゆる請求額の基礎になった積算上の基礎の見解といいますか、検討の違いがあるのかどうかという問題と、もう1つは、いわゆる一般的に企業のモラルの問題等も、これはあるのかどうかということですね、合計3つになりましたけれども、御質問をしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

建設部長。

○建設部長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

先ほど、過去にということですがけれども、ちょっと過去のとは調べてきておりませんが、私の経験で申し上げますと、なかったと、私は今回が初めてというふうな言葉でしか

答弁は申しわけございませんが、できないところでございます。

それから、積算の方法につきましては、当然、業者さんとうちのほうと座標軸が違うわけ
でございますから、実際の工期で計算をされておりますし、うちのほうは3月20日と5月30
日で計算しておりますので、その金額の差につきましては、その期間でこんなに大きくなっ
ておるといふうなことでございます。

ただ、考え方、積算の仕方としては、これは当然、業者さんも大手で専門家もおられます
ので、考え方はそううちのほうと違いはないというふうに考えております。

3点目の企業のモラルと申しますか、それは先ほど言いましたように、うちと業者の見解
の相違でございますので、企業のモラルはないというふうなことでございます。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

1点だけお聞きいたします。

この補正なんです、要するに合併特例債を使った事業ということで、スライドで補正を
するわけですが、今回、基金を充ててやっておられるわけです。要するに、制度上はつきり
した制度があつての補正なわけですね。そこら辺の合併特例債等との絡み、ここら辺がどう
いうふうな財源としてなるのか、そこら辺を1点だけお聞かせください。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

お答えいたします。

塩田中学校、社会文化会館、いずれもですけれども、当初予定が平成24と平成25年度で、
国庫補助事業と合併特例債を主な財源として行ってまいりました。途中で3年に工期が――
工期と申しますか、事業が3年の事業となっておりますけれども、中学校では平成25年の
3月議会、社会文化会館のほうで平成25年の9月議会あたりで継続費が補正になっておりま
して、その補正の段階では既に先ほど申しました国庫並びに合併特例債は充当済みという
ことで、3年目については全て基金（33ページで訂正）で対応しておりました。今回、変
更――変更と申しますか、追加の工事費等につきましても、3年目の分に該当いたしますの
で、財源としては国庫もなければ合併特例債もなく、基金によって今回補正をお願いして
いるところでございます。

国庫につきましては、もう既に使い切っていた、合併特例債につきましても、予定の額は
もう既に24、25で充当し尽くしておったということで、3年目については、もう基金のみ
（33ページで訂正）の事業でございました。

以上でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

1件だけお尋ねいたします。

先ほど塩田中学校の請負業者請求額と市役所の精査金額、42%、それと社会文化会館が請負業者の請求額3,900万円で、市役所積算が560万円ぐらい、14%。この違いはどこから出てくるのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

建設部長。

○建設部長（中尾嘉伸君）

お答えをします。

先ほど来申し上げておりますけれども、一方が3月20日、もう1つが5月30日というふうな工期でございまして、そこから8月20日までの差ともうしまししょうか、期限の差と、それから、いわゆるインフレ率が急激に上がったというふうなところも入っております、このような差が出てきておるといふふうに分析をしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これで8ページから9ページの10款、教育費についての質疑を終わります。

これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号 嬉野市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑ありませんか。田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

この教育委員会の再度の募集についてですが、まず、聞いていいのかわかりませんが、やめる方は任期満了でやめられると思うんですけど、もし継続という意味はなかったのか。大体、この教育委員会は5名となっております。そしてまた、国の方針で民間を入れなさいとなっておりますけど、1つはそれはいつごろから民間を入れなさいになったのか、それをちょっと聞きたいと思います。

そして、この任期満了でやめる方は、自分の心の中ではもう1期でもやりたいなと思っているのか、でも、この中が居心地が悪くて任期満了のときやめるのか、その点をちょっとお聞きしたいんですけど、一身上の都合でやめられると思いますけど、中身は居心地が悪かつ

たからやめようかなと思ったのか、そしてまた、この教育委員会の、例えばですよ、この人が悪いというわけじゃないですけど、全員が教員になりますね。今度採用になった場合は、10年ぐらい前は、民間が3名おりました。やはりこの教員に固めてしまったら、校長先生もしくは学校、先生、みんなで固めてしまったら、私は、民間からの声が入ってこないんじゃないかと、そこでまとめてしまうんじゃないかという懸念が一つあります。そういう中で、みんな今回採用したら教員上がりになります。国の方針としての民間を1人、あるいは2人、3人、あるいは4人、そういう国の方針の中で、果たしてうちの嬉野市がこれでやっていいのか、そこが私はちょっと問題かなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

御提案をいたしたとおりでございまして、実は、現在お務めの委員さんも大変御熱心にしていただいております、大変若いときからお願いをしてきたわけでもございまして、ただ、教育委員会の中で、お一人はやはり保護者の代表、子どもさんが実際行っておられる方が必要だということで、私どもとしては、その中のお一人としてお願いをしてきたところでございます。現在お務めの委員さんの子どもさんが全て御卒業をされまして、そういうようなことで、実際、子どもさんを持っておられる方を今回お願いしたいなということでお願いをしてきたところでございます。

あとのほうのお話でございすけれども、実は私も直接お願いに行ったわけでもございすけれども、もう既に農業に従事しておられまして、若いときにやめておられたわけでもございまして、そういうような点では私も一般の方の代表というつもりでお願いに行ったところでございす。

以上でございす。

○議長（田口好秋君）

田中議員。

○8番（田中平一郎君）

いや、今の説明でも私もわかりますけど、やはり一般市民の目というものは、やはり教育委員会は全部学校の先生上がりばかりたいと、そういう感覚に陥るんじゃないかなと。だから、中身はどうあれ、やはり例えば民間の皆さんを1人、2人なりとも入れておったほうがいいんじゃないかな、見方もいいんじゃないかなと思うんですけど。

ただ、外観的に一般外貌だけで見ても、要するに、ああ、教員ばかりたいと言われるよりも、やはりそこに青少年育成にかかわっている人とか、いろんな学識経験者みたいな人を入れておったほうがきれいに見えるんじゃないかなと私は思ったから質問いたしました。こ

れが全部入ったら、学校の教員上がりばかりたいとしかならんと思います。だから、これでまた行ってもいいでしょうけど、今後はまたそういうことも踏まえながら考えてもらいたいなと思って質問いたしました。

終わります。

○議長（田口好秋君）

答弁要りますか。市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私もそのようなつもりでお願いをしてきたところでございますので、議員の御提案につきましては、今後も受けとめながら、努力をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

田中議員が御質問されたので、ついでと申しますか、確認をしたいと思っておりますけれども、この前の一般質問のときに、教育委員の増員について、市長、教育長とも次の教育委員会の組織の改正のときにというふうなことで答弁をされました。そこは何の根拠によって、そのようなことを言われたのかということがまず第1点。そして、教育委員の任期、今、4年ということになっておりますけれども、1年で任期しているところもあるわけなんですね。そういうことを考えるときに、あえてその組織の改革する前においても、私は任期1年という形の中で増員ができなかったのかということをおっしゃるんですけれども、そこら辺のところだけをお答えいただきたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

前回の議会でもお答えしたとおりでございますので、私どもの教育委員会の制度の改正につきましては、いわゆる教育長の任期の期限ということをお答えをしたところでございますので、私どもとしては、そのような形で教育委員会の陣容につきましても考えてまいりたいというふうな考えておりますので、今回につきましては、今までどおりでお願いしたいということで提案をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。（「教育長は」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

今、市長のほうから話がありましたような考えで思っております。したがって、新教育制度というのは、今年の4月以降、該当するわけでございますので、現在の段階では旧、これまでの流れの中で十分やられたというふうに思っています。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

じゃあ、4月から移行する中において、今のところは教育委員の任期4年ということになっておりますけれども、1年ということでは恐らくされるということには私は認識をしているわけなんです。ですから、その時点において、あえて教育委員の増員ということについては、市長も教育長もそのことは十二分に理解をされているわけですので、今後について——これはちょっと一般質問みたいな形になりますので、申しわけないんですけども、そのことだけをちょっと確認をしておきたいと思っております。増員ということについてどうお考えになっていくのか。（「任命やっけん、これ議案。暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。（「議長、答弁の訂正を」と呼ぶ者あり）財政課長どうぞ。

○財政課長（中野哲也君）

すみません、先ほど補正予算の件で財源の問題、全額基金と申しましたけれども、基金と一般財源ということで訂正をお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

田中議員よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第6号の質疑を終わります。

これで提出議案全部の質疑を終わります。

日程第11. 討論・採決を行います。

議案第1号 嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号について、採決します。

議案第1号を原案のとおり決定することについて、賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第1号 嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例については可決されました。

次に、議案第2号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

議案第2号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行いたいと思います。

今回の条例改正の理由として、特別職の国家公務員の給与規定に準じ、期末手当を改定するため、条例の一部を改正する必要があるというふうに示されておりますけれども、そもそも給与改定において、国に準ずるといふ文言そのものが、なぜに国に準ずるかという疑義が生じるところでもあります。

今、我が国においては、アベノミクス効果によって、企業が高収益を上げているというふうにされておりますけれども、しかしながら、その要因というものは円安効果が大なるものであって、むしろ中小企業においては、その円安効果によって、逆に打撃をこうむっている企業が大半でもあります。そのような報告もなされているところでもあります。

さらには、安倍首相が唱えておりますトリクルダウン、いわゆる富める者が富めば、貧しい者にも自然に富が行き渡るといふことについても、なかなか浸透していない状況でもあります。

そのような状況において、大企業と中小企業、正規職員と非正規職員における所得格差というものが一段と広がっていき、いわゆる格差社会の拡大という現状が眼前に横たわっているところでもあります。

本市においても、公務員と民間企業との所得格差が今後広がっていくことが懸念されるのではないのでしょうか。ましてや、今回の改定が平成26年12月1日にさかのぼっての適用ということになっていることにつきましては、とても市民の理解を得られるものでもありませんし、市民感情を逆なでするものでもあります。

このような状況を踏まえるとき、今、注目を集めているピケティの実証主義に基づくとするならば、嬉野市の経済や所得の現状を勘案したとき、今回の改定はとても受け入れがたい

ものとなってまいります。加えて、今議会においては、先般、市議会議員の定数と報酬を検討する委員会を立ち上げたばかりであり、その委員会の審議半ばにして、このような形で国に準じて報酬を引き上げることについては、とても納得しがたいものでもあります。

私自身の過去を振り返ったとき、このような事案において深く考えることなく賛意を表したことについて、改めて自責の念に駆られるとともに、私の議員としての務めも限られている中で、市民に何らこびを売ることもなく、素直な気持ちで反対を表明するところでありませぬ。

どうか良識ある議員諸君におかれては、市民目線に立った常識的な判断を下されることを期待して、反対の討論を終わりたいと思います。

○議長（田口好秋君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないようです。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号について採決します。

議案第2号を原案のとおり決定することについて、賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第2号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例については、可決されました。

次に、議案第3号 嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号について採決します。

議案第3号を原案のとおり決定することについて、賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第3号 嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第4号 嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号について採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することについて、賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第4号 嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）について討論を行います。討論ありませんか。（「議長、その前に、第5号について修正動議を出したいと思えますけれども。暫時休憩をお願いしたいと思えますけれども」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいま修正動議の提案がなされましたので、暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（田口好秋君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。ただいま発議第1号 議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）の修正案が提出されました。これを追加議事日程第1号として日程に追加し、追加日程第1号として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 議案の修正についてを議題といたします。

本日、山口要議員外2名から、発議第1号 議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）の修正案が提出され、議会運営委員会が開催されました。これを議題とし、ただいまから審議を行います。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、山口要議員。

○17番（山口 要君）

発議第1号 議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）の修正案について。このことについて別紙のとおり地方自治法第115条の3及び嬉野市議会会議規則第16条の規定によって、提出をいたします。

提出者は私、山口要、賛成者、増田朝子議員、生田健児議員、以上2名であります。

理由といたしましては、議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）の一部を修正する必要があるためということで、今回、提出されております予算の中で、議会費に98万9,000円計上がされておりますけれども、その金額をそっくり予備費のほうに回すというふうなことでの修正案であります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第1号 議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）の修正案については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第1号 議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）の修正案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第1号 議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）の修正案について質疑を行います。質疑ありませんか。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それでは、発議第1号 議案第5号の一般会計補正予算（第9号）の修正案について、質問をいたします。

先ほどの議員報酬等におきまして、いわゆる可決をなされました。流れの中で。そういう中において、私たち嬉野市議会においては、解して疑し、疑して論じ、論じて決し、決して行うということで、議会として一枚岩となつての姿勢を貫くというふうなことで議会改革を行っております。そういう中で、確かに先ほど議員報酬に関しましては、さまざまな諸問題あろうかとも思われます。しかし、議会としてはそれに賛成ということで可決をされたわけです。そういう中において、今回、この修正が発議として出される、この理由が、補正予算の一部を修正する必要があるためというところの理由づけが私はわかりません。その点をぜひ御説明をお願いしたいと。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

ただいま田中議員のほうから今回の修正動議についての質問をいただきました。この反対した理由については、先ほど述べたとおりであります。そしてまた、先ほど田中議員が言われるように、議会が一枚岩となつてやっていることは私も十二分に認識をしております。ただ、一人の議員の考え、そして、立場というものも当然そこは尊重されるべきだろうというふうに私は思っております。考えと立場というものがあるわけで、その立場というものを見たときに、今回の補正予算、条例がそのまま否決されたとして、補正になってきた場合について、じゃ、一議員としての立場の中において、今回のその予算というものをそのままそっくり認めるべきなのか。そうではないというふうに私は思っております。そうすることは自分の考えを、あくまでもそこで否定するというふうなことに繋がっていくというふうなことで思っておりますので、今回このような形でとらせていただいたところでは。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

わかります。わかりますというか、では、先ほどの議員報酬、期末手当、費用弁償の一部を改正する条例、これが可決をされました。そのことによって、いわゆる補正予算等がここに出てくるわけですね。そうすると、ここで修正動議を出される。このことは、いわゆるもしその予算を執行しようとしても、執行できないわけですね。いわゆる条例違反という形になるわけですよ。この修正案が仮に可決されるということになれば、これは条例違反ということになるかというふうな認識を私するわけですが、その点について議員の見解を。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

条例違反ということを言われましたけれども、専門家等々に確認したところ、そこには部分的に該当する分があるかもしれないけれども、完全に該当するとは言えないというふうな専門家の見識をいただいているところであります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

梶原睦也議員。

○13番（梶原睦也君）

申しわけないです。全く同じような質問になるんですけども、山口議員も本当に見識が高く、私も尊敬しているわけでございますけれども、今回の判断に関してはちょっとどうということかなと疑問に思っております。というのが、先ほど条例案を可決いたしました。これを根拠にこの予算が組まれているわけでございますが、それを先ほど反対のところまでは私は理解できるんですけども、それでその条例に基づいて、この予算というのは組まれていると理解しております。今回、先ほど条例案が否決されていた中でこれが出されるのだったら理解はできるんですけども、それが可決された中で、この修正案を出されたというのは、条例軽視をされているんじゃないかなと、非常にそういうふうな思いになりました。だから、先ほど言いましたように、本当に見識豊かな先輩議員の山口議員が、なぜそういう判断をされたのかという部分がいまだに理解できません。その点をもう一度伝えていただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

田中議員にお答えした質問と同じような答弁になるかと思えます。

私自身、昨日、いろんな本等々、専門書等も調べてみました。そういう中であって、先ほ

ど申しましたように、条例違反に該当するかどうかということについても調べさせていただきました。ところが、そこには該当しない部分があるというふうなところの認識を得ましたし、そういう中で先ほど来申しますように、じゃ、私自身の考え方、そのことについて、じゃ、今回の修正案を出さずにいた場合、どのような立場になるのかというふうなことも踏まえたところでは、そういう中で、先ほど考え方と立場というものがあるというふうなことを申し上げましたけれども、そこら辺のことを十二分に勘案した上における今回の補正予算の提出というふうなことに繋がったというふうには私は考えているところであります。

○議長（田口好秋君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第1号 議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）の修正案についての質疑を終わります。

次に、発議第1号 議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）の修正案……（発言する者あり）ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

午後0時1分 休憩

午後0時2分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

それでは、発議第1号 議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）の修正案について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これから採決します。

修正案について賛否の投票を行いますので……（発言する者あり）暫時休憩します。

午後0時3分 休憩

午後0時4分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

それでは、ただいまから先ほどの発議第1号 議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）の修正案についての採決をいたします。

賛否の投票を行います。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。反対多数であります。したがって、ただいま提出されました発議第

1号 議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）の修正案については否決されました。

続いて、議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）の原案について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この一般会計補正予算原案についての賛否の投票を行います。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第5号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）の原案については可決されました。

次に、議案第6号 嬉野市教育委員会委員の任命について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号について採決します。

議案第6号を原案のとおり同意することについて、賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第6号 嬉野市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これで提出議案の討論・採決を終わります。

以上で、本臨時会に提出された案件の質疑、討論、採決など全ての日程が終了いたしました。

お諮りします。ただいま議決されました議案につきましては、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第1回嬉野市議会臨時会を閉会いたします。どうも皆さんお疲れさまでございました。

午後0時8分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 口 好 秋

署名議員 田 中 平一郎

署名議員 山 下 芳 郎

署名議員 山 口 政 人